

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に入社し、C営業所においてタクシー乗務員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、請求人の乗車する車が後方から車に追突された（以下「本件事故」という。）。請求人は、D病院に受診し、「頸椎捻挫、両肩関節周囲炎（外傷性）」と診断されて療養を継続していたが、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けをもって治癒（症状固定）とした。
- 2 本件は、請求人がその後も療養を継続し、平成〇年〇月〇日に監督署長に対し傷病名「頸髄不全損傷、脊椎化膿性脊椎炎」等の障害補償給付を請求したところ、監督署長は治癒後に療養を継続し、既に療養補償給付及び休業補償給付の不支給処分において業務外と判断した傷病に係る障害についての請求であるとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 3 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 4 なお、請求人は、平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付についても監督署長に対して請求したが、いずれも不支給とされた。請求人は、これらの処分について不服を申し立てて審査請求、再審査請求をしたが棄却された（平

成27年労第90号事件)。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に残存する障害が業務上の事由によるものであるか。業務上の事由によるものとする、その程度が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 障害補償給付請求書添付の診断書によると、請求人には、頰椎症性神経根症及び化膿性脊椎炎等による障害が認められるが、平成〇年〇月〇日付け平成27年労第90号裁決書において判断するとおり、頰椎性神経根症は椎間板の退行変性を基礎とし、また、化膿性脊椎炎は医原性等の感染により発症したものであって、本件事故との因果関係は認められず、これらに起因する頰髄不全損傷についても、因果関係は認められない。

したがって、決定書理由に説示するとおり、障害補償給付請求書に記載された請求人の障害は業務上の事由によるものとは認められない。

(2) 次に、念のため、治癒時に請求人に残存した障害についてみると、請求人は頰部痛を訴えるが、平成〇年〇月〇日付けのE医師作成の診療情報提供書には、要旨、画像上それなりの頰髄圧迫があるものの、神経学的所見上、異常は認められないと記載されているほか、精神的要素による影響も示唆されており、障害等級に該当する障害であるとは認められない。

(3) なお、請求人は、自賠責保険では後遺障害等級第14級9号に該当すると判

断されたことから労災保険でも後遺障害を認めるべきであると主張するが、労災保険と自賠責保険では、その趣旨、目的や給付の要件が異なるものであり、請求人の主張を採用することはできない。

(4) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。